

令和8年度がんばる農業応援事業の要望調査について

1 提出物

共通の提出物（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農家（農事）組合）

○要望調査票

○見積書（1社分）

○カタログ

集落営農組織の場合の提出物（いずれも任意様式）

○規約

○構成員名簿

○組織名義の通帳の写し（無い場合は口座の開設をお願いします。）

※京都府の補助基準と合わせています。

○総会資料（前年度の決算、事業実績、今年度の予算、事業計画など）

○今年度の耕作農地一覧（組織で耕作あるいは作業受託する農地の一覧で、所在地、水張面積、栽培品目及び受託作業内容を明記すること）

○組織で所有する機械の一覧

※事業実施主体としての要件等を確認させていただくため、「集落営農組織」には追加資料の提出をお願いしています。

2 事業内容

■補助対象

農業用機械購入費

※水田を活用し販売を目的に生産するため使用する機械（農業用ドローンを含む）に限る。

※加工・流通に係るもの、畜産に係るものは対象外とする。

※中古機械も対象。ただし、導入時において、農業機械の耐用を初めて農業者に納品した日から経過年数を差し引いた残存年数（納入事業者が当該機械年数が2年以上のものに限る。（申請時に経過年数が確認できる書類を添付することとする。）

また、個人売買のものは対象外とする。

※単品での本体価格が80万円以上（税込）のものとする。

※軽トラック、フォークリフト、油圧ショベル（ユンボ）等の建設用機械やパソコンのような汎用性の高いものは対象外とする。（これら以外でも汎用性の高いものは原則対象外とする。）

■事業実施主体

南丹市内に住所（法人にあっては事業所）を有する認定農業者、
認定新規就農者、農家（事）組合、集落営農組織

■補助率

対象事業費の40%以内（認定新規就農者は50%以内）

補助上限 150万円

裏面あり

3 申請～補助金交付までの流れ

- ①令和 8 年度事業採択者宛てに市から申請書を発送
- ②南丹市役所本庁、各支所窓口あるいは返信用封筒にて提出
- ③申請内容を審査後、交付決定（発注は交付決定日以降）
- ④納品後、事業者と市職員立ち合いのもと検査
- ⑤実績報告、検査結果を審査後、額の確定を通知
- ⑥補助金の交付

4 留意事項

- 要望額が当初予算を超過した場合には、要望調査票の内容や過去の導入実績をもとにした事業採択を行うため、連続した事業実績がある場合などは採択されないことがあります。
- 今回は要望調査であり、本申請とは異なります。**事業採択をお約束するものではありませんのでご注意ください。
- 予算が確保され交付申請する際、要望調査時の見積額から高騰した場合は、要望調査時の見積額に補助率を掛けた額が補助上限額となりますのでご了承ください。

5 その他

南丹市ホームページにて要望調査票、注意事項等のデータを掲載しています。
必要に応じてご活用ください。

URL：https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/125/001/000/index_1014184.html

問い合わせ先	南丹市役所農業推進課	0771-68-0060
	担当者	北井
	メールアドレス	kitai737@city.nantan.lg.jp